

議案第 15 号

小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

小松島市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年小松島市条例第 166 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

小松島市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年小松島市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。